

# 水質試験検査報告書

依頼日 平成30年08月13日

発行日 平成30年08月20日

水道法第20条第3項厚生労働大臣登録 第75号

建築物飲料水水質検査登録 福島県6水第15号

株式会社 江東微生物研究所

本社 東京都江戸川区西小岩5-18-6

電話 (03)3672-1251(代)

試験所 株式会社 江東微生物研究所

環境分析センター

福島県いわき市好間工業団地4-18

電話 (0246)36-8558

取扱営業所: 東京支所

電話: (03)3671-5941

八丈町公営企業管理者

様

郵便番号 100-1498

住所 東京都八丈島八丈町大賀郷2551番地2

電話番号 04996-2-1128

依頼社名		東京都八丈町役場			事業種別								
施設名					検体名		給水						
採水場所		No.4 菊次建設作業場(大川・根田原・片根山浄水場系管末)			水源								
採水日		平成30年8月13日	9:37	採水者		佐々木		遊離残留塩素	0.2 mg/L				
天候		前日		気温									
		当日		水温				採水区分					
						他社		持込区分					
						他社		他社					
試験項目		試験結果		基準値		試験項目		試験結果		基準値			
1	一般細菌	10 個/mL		100個/mL以下		27	総トリハロメタン			0.1mg/L以下			
2	大腸菌	不検出		検出されないこと		28	トリクロ酢酸			0.03mg/L以下			
3	トリハロメタン及びその化合物			0.003mg/L以下		29	ジブロモジクロロメタン			0.03mg/L以下			
4	水銀及びその化合物			0.0005mg/L以下		30	ジクロホルム			0.09mg/L以下			
5	セレン及びその化合物			0.01mg/L以下		31	ホルムアルデヒド			0.08mg/L以下			
6	鉛及びその化合物			0.01mg/L以下		32	亜鉛及びその化合物			1mg/L以下			
7	ヒ素及びその化合物			0.01mg/L以下		33	トリハロメタン及びその化合物	0.18 mg/L		0.2mg/L以下			
8	六価クロム化合物			0.05mg/L以下		34	鉄及びその化合物			0.3mg/L以下			
9	亜硝酸態窒素			0.04mg/L以下		35	銅及びその化合物			1mg/L以下			
10	シアン化合物イオン及び塩化シアン			0.01mg/L以下		36	トリハロメタン及びその化合物			200mg/L以下			
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素			10mg/L以下		37	メタン及びその化合物			0.05mg/L以下			
12	フッ素及びその化合物			0.8mg/L以下		38	塩化物イオン	24.9 mg/L		200mg/L以下			
13	砒素及びその化合物			1mg/L以下		39	トリハロメタン等(硬度)			300mg/L以下			
14	四塩化炭素			0.002mg/L以下		40	蒸発残留物			500mg/L以下			
15	1,4-ジクロロベンゼン			0.05mg/L以下		41	陰イオン界面活性剤			0.2mg/L以下			
16	1,2-ジクロロエチレン及び1,1,2-ジクロロエチレン			0.04mg/L以下		42	ジエオキシ			0.0001mg/L以下			
17	ジクロロメタン			0.02mg/L以下		43	2-メルカプトエタノール			0.0001mg/L以下			
18	テトラクロロエチレン			0.01mg/L以下		44	非イオン界面活性剤			0.02mg/L以下			
19	トリクロロエチレン			0.01mg/L以下		45	フェノール類			0.005mg/L以下			
20	ベンゼン			0.01mg/L以下		46	有機物(TOC)	0.4 mg/L		3mg/L以下			
21	塩素酸			0.6mg/L以下		47	pH値	7.5		5.8 ~ 8.6			
22	クロ酢酸			0.02mg/L以下		48	味	異常なし		異常でないこと			
23	クロホルム			0.06mg/L以下		49	臭気	異常なし		異常でないこと			
24	ジクロロ酢酸			0.03mg/L以下		50	色度	0.5 度未満		5度以下			
25	ジブロモクロロメタン			0.1mg/L以下		51	濁度	0.1 度未満		2度以下			
26	臭素酸			0.01mg/L以下		52							
判定		適合: 上記検査項目については、水道法水質基準に適合です。											
備考		色度実測値:0.2度 濁度実測値:0.035度											
試験期間		平成30年8月13日			~			平成30年8月20日			水道法水質基準項目の検査方法及び採水方法は平成15年厚生労働省告示第261号によります。		
検査責任者		センター長 大湊 克己											

# 水質試験検査報告書

依頼日 平成30年08月13日

発行日 平成30年08月18日

水道法第20条第3項厚生労働大臣登録 第75号  
建築物飲料水水質検査業登録 福島県6水第15号

株式会社 江東微生物研究所

本社 東京都江戸川区西小岩5-18-6

電話 (03)3672-1251(代)

試験所 株式会社 江東微生物研究所

環境分析センター

福島県いわき市好間工業団地4-18

電話 (0246)36-8558

取扱営業所: 東京支所

電話: (03)3671-5941

八丈町公営企業管理者

様

郵便番号 100-1498

住所 東京都八丈島八丈町大賀郷2551番地2

電話番号 04996-2-1128

依頼社名		東京都八丈町役場			事業種別				
施設名					検体名		給水		
採水場所		No.6 乙千代ヶ浜海岸(洞輪沢調整池系管末)			水源				
採水日		平成30年8月13日	8:16	採水者		佐々木		遊離残留塩素	0.2 mg/L
天候	前日			気温					
	当日			水温				採水区分	他社 持込区分 他社
試験項目	試験結果		基準値	試験項目	試験結果		基準値		
1	一般細菌	0 個/mL		100個/mL以下	27	総トリハロメタン	0.1mg/L以下		
2	大腸菌	不検出		検出されないこと	28	トリクロ酢酸	0.03mg/L以下		
3	トリハロメタン及びその化合物			0.003mg/L以下	29	ブロモシクロロメタン	0.03mg/L以下		
4	水銀及びその化合物			0.0005mg/L以下	30	ブromoホルム	0.09mg/L以下		
5	セレン及びその化合物			0.01mg/L以下	31	ホルムアルデヒド	0.08mg/L以下		
6	鉛及びその化合物			0.01mg/L以下	32	亜鉛及びその化合物	1mg/L以下		
7	ヒ素及びその化合物			0.01mg/L以下	33	トリハロメタン及びその化合物	0.01 mg/L未満	0.2mg/L以下	
8	六価クロム化合物			0.05mg/L以下	34	鉄及びその化合物	0.3mg/L以下		
9	亜硝酸態窒素			0.04mg/L以下	35	銅及びその化合物	1mg/L以下		
10	硝酸化合物イオン及び塩化硝酸			0.01mg/L以下	36	ナトリウム及びその化合物	200mg/L以下		
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素			10mg/L以下	37	カルシウム及びその化合物	0.05mg/L以下		
12	フッ素及びその化合物			0.8mg/L以下	38	塩化物イオン	22.0 mg/L	200mg/L以下	
13	砒素及びその化合物			1mg/L以下	39	加臭剤、殺菌剤等(標準)	300mg/L以下		
14	四塩化炭素			0.002mg/L以下	40	蒸発残留物	500mg/L以下		
15	1,4-ジニトロベンゼン			0.05mg/L以下	41	陰イオン界面活性剤	0.2mg/L以下		
16	2,4,6-トリニトロフェノール及びその化合物			0.04mg/L以下	42	ジエオキシベンゼン	0.0001mg/L以下		
17	ジクロロメタン			0.02mg/L以下	43	2-メチルイソブチルアルコール	0.0001mg/L以下		
18	テトラクロロエチレン			0.01mg/L以下	44	非イオン界面活性剤	0.02mg/L以下		
19	トリクロロエチレン			0.01mg/L以下	45	フェノール類	0.005mg/L以下		
20	ベンゼン			0.01mg/L以下	46	有機物(TOC)	0.3 mg/L未満	3mg/L以下	
21	塩素酸			0.6mg/L以下	47	pH値	7.7	5.8 ~ 8.6	
22	クロロ酢酸			0.02mg/L以下	48	味	異常なし	異常でないこと	
23	クロロホルム			0.06mg/L以下	49	臭気	異常なし	異常でないこと	
24	ジクロロ酢酸			0.03mg/L以下	50	色度	0.5 度未満	5度以下	
25	ジブromoクロロメタン			0.1mg/L以下	51	濁度	0.1 度未満	2度以下	
26	臭素酸			0.01mg/L以下	52				
判定	適合: 上記検査項目については、水道法水質基準に適合です。								
備考	色度実測値:0.1度 濁度実測値:0.000度								
試験期間	平成30年8月13日 ~ 平成30年8月18日			水道法水質基準項目の検査方法及び採水方法は平成15年厚生労働省告示第261号によります。					
検査責任者	センター長 大湊 克己								

# 水質試験検査報告書

依頼日 平成30年08月13日  
発行日 平成30年08月18日

水道法第20条第3項厚生労働大臣登録 第75号  
建築物飲料水水質検査業登録 福島県6水第15号

八丈町公営企業管理者

様

郵便番号 100-1498  
住所 東京都八丈島八丈町大賀郷2551番地2  
電話番号 04996-2-1128

株式会社 江東微生物研究所  
本社 東京都江戸川区西小岩5-18-6  
電話 (03)3672-1251(代)

試験所 株式会社 江東微生物研究所  
環境分析センター  
福島県いわき市好間工業団地4-18

電話 (0246)36-8558

取扱営業所: 東京支所

電話: (03)3671-5941

依頼社名		東京都八丈町役場		事業種別			
施設名				検体名		給水	
採水場所		No.8 末吉出張所(関ノ戸浄水場系管末)		水源			
採水日		平成30年08月13日	7:15	採水者		佐々木	
天候		前日		遊離残留塩素		0.1 mg/L	
		当日		気温			
				水温			
試験項目		試験結果		基準値		試験項目	
						試験結果	
						基準値	
1	一般細菌	0 個/mL	100個/mL以下	27	総トリハロメタン		0.1mg/L以下
2	大腸菌	不検出	検出されないこと	28	トリクロ酢酸		0.03mg/L以下
3	トリハロメタン及びその化合物		0.003mg/L以下	29	ジブロモクロロメタン		0.03mg/L以下
4	水銀及びその化合物		0.0005mg/L以下	30	ジブロホルム		0.09mg/L以下
5	セレン及びその化合物		0.01mg/L以下	31	ホルムアルデヒド		0.08mg/L以下
6	鉛及びその化合物		0.01mg/L以下	32	亜鉛及びその化合物		1mg/L以下
7	ヒ素及びその化合物		0.01mg/L以下	33	トリハロメタン及びその化合物	0.09 mg/L	0.2mg/L以下
8	六価クロム化合物		0.05mg/L以下	34	鉄及びその化合物		0.3mg/L以下
9	亜硝酸態窒素		0.04mg/L以下	35	銅及びその化合物		1mg/L以下
10	シアン化合物イオン及び塩化シアン		0.01mg/L以下	36	トリハロメタン及びその化合物		200mg/L以下
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素		10mg/L以下	37	マangan及びその化合物		0.05mg/L以下
12	フッ素及びその化合物		0.8mg/L以下	38	塩化物イオン	20.2 mg/L	200mg/L以下
13	砒素及びその化合物		1mg/L以下	39	遊離塩素(標準)		300mg/L以下
14	四塩化炭素		0.002mg/L以下	40	蒸発残留物		500mg/L以下
15	1,4-ジメチル		0.05mg/L以下	41	陰イオン界面活性剤		0.2mg/L以下
16	1,2-ジクロロエチレン及びトリクロロエチレン		0.04mg/L以下	42	ジエオキシ		0.0001mg/L以下
17	ジクロロメタン		0.02mg/L以下	43	2-メルカプトエタノール		0.0001mg/L以下
18	テトラクロロエチレン		0.01mg/L以下	44	非イオン界面活性剤		0.02mg/L以下
19	トリクロロエチレン		0.01mg/L以下	45	フェノール類		0.005mg/L以下
20	ベンゼン		0.01mg/L以下	46	有機物(TOC)	0.3 mg/L未満	3mg/L以下
21	塩素酸		0.6mg/L以下	47	pH値	7.5	5.8 ~ 8.6
22	クロ酢酸		0.02mg/L以下	48	味	異常なし	異常でないこと
23	クロホルム		0.06mg/L以下	49	臭気	異常なし	異常でないこと
24	ジクロロ酢酸		0.03mg/L以下	50	色度	0.5 度未満	5度以下
25	ジブロモクロロメタン		0.1mg/L以下	51	濁度	0.1 度未満	2度以下
26	臭素酸		0.01mg/L以下	52			
判定		適合: 上記検査項目については、水道法水質基準に適合です。					
備考		色度実測値:0.0度 濁度実測値:0.000度					
試験期間		平成30年08月13日 ~ 平成30年08月18日		水道法水質基準項目の検査方法及び採水方法は			
検査責任者		センター長 大湊 克己		平成15年厚生労働省告示第261号によります。			